

川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 川口市戸塚環境センターに整備する廃棄物処理施設の設計、建設及び維持管理を行う事業者（以下「事業者」という。）の選定を公正かつ適正に実施するため、川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事業者の選定の基準に関すること。
- (2) 事業者の提案の審査に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委員会が第2条の諮問に対して最終的な答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表廃棄物処理施設設置等調整委員会の項の次に次のように加える。

戸塚環境センター施設整備 事業者選定委員会	委員長	日額	7,800円
	委員	日額	7,200円